

美咲町配食サービス受託事業者募集要領

1. 事業の目的

美咲町に住所を有し、居住するおおむね65歳以上の者（以下「高齢者等」という。）のみで構成する世帯、障害者等がおられる世帯に属する者であって、心身の状況その他の理由により調理が困難なため、通常の食事の確保に支障があると認められる者に対し、定期的な見守りによる安否確認を行い、健康保持、孤独感の解消を図ることを目的とする。

2. 基本事項

- ① 美咲町配食サービス事業（以下「配食サービス」という。）の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- ② 配食サービスが高齢者等の食生活に対して、大きな影響を及ぼすことに鑑み、常に安全・確実に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、高齢者の身体的特性に配慮しつつ、配食サービス事業者（以下「事業者」という。）の責任において適切な内容の配食サービスを行うこと。
- ③ 利用者に対しては丁寧な接遇を行うこと。
- ④ 配食の食事は手渡しとし、その際必ず利用者の安否確認を行うこと。
- ⑤ 利用者から事前に連絡がなく、手渡しできない場合は、速やかに電話等により当該利用者に連絡して安否を確認し、確認できなかった時は、速やかに美咲町に連絡すること。
- ⑥ 利用者の異常（けが、病気、体調不良、認知症が疑われる言動、犯罪被害の可能性など）を発見した場合は、速やかに美咲町に連絡すること。また、緊急性を要すると思われる場合は速やかに警察・消防等にも連絡すること。
- ⑦ 利用者の都合により、事前に連絡せず不在にした場合、連絡が間に合わなかった場合は、利用者は当該利用分料金を支払うこと。
- ⑧ 食事（弁当）の代金については、事業者と利用者が協議し定め、全額利用者負担とする。
- ⑨ 美咲町内又は近隣市町に調理及び配送拠点を設置している事業所であること。
- ⑩ 食品衛生法の飲食店営業許可を有する者であること。ただし、介護サービス施設・事業所についてはこの限りでない。
- ⑪ 当該委託業務に係る全てを自ら行うものとし、業務の一部又は全部の実施を第三者に委託してはならない。ただし、配達については、この限りでない。

3. 事故発生時の対応

- ① 事業者は、配食サービスの実施により事故が発生した場合は、美咲町に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、配食サービスの実施により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4. 実施区域

事業の実施区域は美咲町全域とし、配達可能な区域は事業者が定める区域とする。

5. 配食可能営業日

- ① 1日1食を提供することとし、配食可能営業日は事業者が定めること。
- ② 配食の時間帯については、利用者と取り決めをすること。

6. 配食容器

配食に使用する容器は、使い捨て型とする。

7. 実施開始

平成29年11月1日からとする。

8. 事業者の選択

利用者は、町が作成する「美咲町配食サービス事業委託事業者一覧」から希望する事業者を選択することができるものとする。

9. 委託料（配達料等）

- ① 美咲町と事業者で配食サービス事業委託契約を締結し、1世帯当たりの委託料は1回500円とする。
- ② 受託事業者は、1月ごとに委託料を集計し、毎月10日までに実績報告を添付し美咲町に請求すること。美咲町は、請求後30日以内に事業者の指定する口座へ支払うものとする。

10. 募集内容

- ① 受付期間 平成29年10月16日（月）から、随時受付をする。
- ② 提出書類
 - ・配食サービス事業受託申請書
 - ・配食サービス事業実施計画書
- ③ 添付書類
 - ・飲食店営業許可証の写し（介護サービス施設・事業所以外）
 - ・会社等のパンフレット

【審査結果の通知・決定】

- ① 町において受託申請書及び実施計画書を審査し、その結果を申請した事業所に通知するものとする。
- ② 町が事業所として適格と決定した場合、町と委託契約を締結することとする。
- ③ 契約締結後、委託事業者は「美咲町配食サービス事業受託事業者一覧」に登録することとする。

申請書などの配布・提出・問い合わせ先

美咲町役場 保険年金課 介護保険係

709-3717 美咲町原田2144-1

電話 0868-66-1115

FAX 0868-66-1161